

事務所通信

令和3年秋号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

緊急事態宣言がやっと解除されました。
新型コロナが今後どうなっていくのか、何とも言えないところです。
とりあえず2つのシナリオを考えました。

- (1) 新型コロナが完全に収束となり、少しずつ新型コロナ前の日常に戻っていく。
- (2) 冬に第6波が発生してしまう。

- (1) となれば、個人のお客様の所得税の確定申告期限が3月15日となり、来年3月は期限に追われる可能性が非常に高くなる。しかし、事務所の全メンバーで確定申告終了の慰労会ができる可能性が非常に高くなる。
- (2) となってしまうと、また緊急事態宣言となり、また行動規制が出されてしまう。

どちらになってもいいように、準備をしていきたいと思います。

2点、法改正による注意点がございます。

1 消費税の適格請求書

消費税の適格請求書に関しましては、担当者が小冊子を用いてご説明いたします。

2 電子取引データの保存方法

電子取引データの保存方法が令和4年1月1日から変更になります。

たとえば、取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送信されてきたとします。

現行は、その請求書を紙に印刷をして保管する必要があります。

令和4年1月1日以降は、個人事業者も法人も、通称「電子帳簿保存法」という法律により、電子取引のものは、下記のような方法で保存しなければならないこととなります。

- 1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
- 2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- 3 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を作成し備え付ける。（このひな形は国税庁のホームページにサンプルがありますので、ワード形式で当方よりご提供いたします）

条件の不備などで、青色申告の取消とならないように、7年間（又は10年間）のデータ保管をよろしくお願いいたします。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

2021年もあと2か月程となりました。

もうお店で来年の2022年のカレンダーや手帳などが売り場に置かれていて驚きました。

以前に比べて、外出自粛により家で過ごす時間が増えたことで「コロナ疲れ」という言葉をメディアなどで耳にするようになりました。

そんな中「コロナ疲れ」を癒す方法として、密にならずに楽しめるアウトドアの人気の高まっているようです。

かくいう私も、先日乗馬クラブで乗馬体験をしてきました。

きっかけはたまたま市報で乗馬クラブが乗馬体験者の募集をしている記事を見つけたことでしたが、実際に体験してみて確かに気分転換にはうってつけだなと感じました。初心者のコースだったため時間としては30分程度の体験でしたが、馬と触れ合うことで癒されましたし、外で何かをするという機会が少なくなっていたのでとても有意義な時間を過ごすことができました。

(寺 門)